

いじめ防止基本方針

石川県立野々市明倫高等学校

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止のために実施すべき具体的方針を以下に定める。

1 いじめ問題への基本姿勢

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

〈いじめへの認識と基本理念〉

- (1) いじめは「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分に認識し、いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育活動を通じて、生徒一人一人に徹底し、いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (3) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- (5) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有する。
- (6) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携に努める。

〈具体的ないじめの態様〉

- ・言葉でのおどしや冷やかし、からかいを受ける。
- ・嘲笑される。
- ・集団から無視される。
- ・仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている。
- ・小突かれる。
- ・暴力行為を受ける。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・お節介、親切の押し付けを受ける。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている。
- ・金品をたかられたり、使い走りをさせられたりする。
- ・係決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
- ・部活動で、練習のふりをしてボールをぶつけられる。
- ・プロレスごっこ、シャドーボクシング、柔道の相手をさせられる。
- ・嫌がっているのに写真をとられる。
- ・チョークの粉をかけられる。
- ・嫌な事や恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットを介した誹謗、中傷、個人情報への無断掲載。
- ・その他（持ち物を傷付けられる）（虚偽のうわさを流される） 等

2 いじめへの対応

〈未然防止〉

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、日常生活全般において、いじめ防止活動を推進する。

- (1) わかる授業、生徒が参加し活躍できる授業改善を進め、自己有用感の育成に取り組む。
- (2) 授業・学校行事・部活動全般を通して、集団づくり、社会性、友人関係の育成に努める。
- (3) 教職員の不適切・差別的な言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (4) いじめの実態調査を定期的実施して、全教職員で情報を共有する。
- (5) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (6) P T A、警察等の関係機関とも協力関係を築き、緊急時に備えて連携を深める。

〈いじめの情報収集方法〉

- (1) 普段の授業、学校行事、部活動など学校生活全般を通して、いじめのサインを見逃さず観察する。
- (2) 個人面談を通して、クラス・部活動での人間関係や行動を把握する。その際に、クラス内の様子も聞き、いじめられている生徒がいないかなどクラス内の人間関係や実態も把握する。
- (3) 定期的に全校生徒対象とする「いじめに関するアンケート調査」を実施し、実態を把握する。
- (4) 学校や関係機関へのいじめの投書があった場合、追跡調査を実施し、事実関係を把握する。
- (5) 第三者からいじめの情報をキャッチした場合、より確かな客観的事実を把握するために、クラスあるいは部活動の生徒全員から聞き取り調査（面談、アンケート）を行う。
- (6) いじめの態様は生徒の気質や時代の流れによって変化するので、変化に対応して情報収集する。
- (7) 保護者懇談の際に、家庭での様子や小・中学校時の人間関係を把握する。中学と連携を取って、中学時にいじめがあったかどうかを聞く。

○いじめは笑いに隠される

- ・いじめの被害者は自分がいじめられているという事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。
- ・そのため、いじめという行為を”冗談”や”遊び”に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとしている。
- ・しかし、このことが逆に、いじめ行為を維持・悪化させることにもなり、教師によるいじめ発見を難しくさせることがある。
- ・また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。
- ・被害者が笑っていたり、楽しそうだから「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

〈具体的対応〉

次ページのいじめ防止体制に基づき、普段から未然防止に取り組み、いじめが発生したときには、いじめ問題対策チームが中心となって、次の通り、組織的に、早期に適切な対応を行う。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

いじめ防止体制

いじめ問題対策チーム

- ・校長
- ・副校長
- ・教頭
- ・生徒課主任
- ・学年主任
- ・相談室長
- ・養護教諭

- いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。
- いじめを見逃さない学校づくりを推進する。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付け対応力を向上させる。
- PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

石川県教育委員会

いじめ対応アドバイザー

生徒課

学年主任

学年団

- 各学年の生徒の状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- 学年会、生徒指導課会、職員会議などの場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。
- 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- 学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。

- ホーム担任と学年が連携を図り、いじめの把握に努め、問題解決に当たり情報を共有する。
- 学年内のいじめについて生徒指導課や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。
- 担任が一人で抱え込むことがないように配慮し、情報交換のしやすい環境作りに努める。

ホーム担任

教科担任

部活動顧問

- 自分のクラスや部活動においても、いじめはあり得るとの認識をもち、生徒たちの日々の生活や言動をきめ細かく観察する。
- 授業中や清掃時、部活動時などに言葉をかけ、可能な限り生徒たちと積極的にふれあうようにする。
- いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や生徒指導課との連携を図る。
- 生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

相談室・養護教諭

- ホーム担任が気付きにくい生徒の様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- 把握した情報を担任や生徒指導課、教頭、校長に伝え、担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。

個別案件対応班

連絡 調整

PTA 周辺生徒 加害生徒保護者 被害生徒保護者

警察 児童相談所 外部機関

3 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ問題対策チームを中核とし、事態に対処するとともに、必要な調査組織を立ち上げ、事実関係を明確にし、必要な措置をとる。

〈「重大事態」の定義〉

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- | |
|--|
| <p>(1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）</p> <p>(2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）</p> |
|--|

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

〈重大事態への具体的な対応〉

発生事案について、いじめ問題対策チームが重大事態と判断した場合は、県教育委員会にその旨、報告する。県教育委員会の調査主体の決定に従い、下記の必要な対応を迅速に行う。

○学校が調査主体となった場合

- (1) 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- (2) 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

○県教育委員会が調査主体となった場合

県教育委員の指示のもと、学校が必要な資料を提出するなど調査に協力する。

4 取組みの検証と年間実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ問題対策チームにおいて、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、年間実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ問題対策チームにおいて、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値をもとに、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。
- (3) 年度初めには、全教職員に「いじめ防止基本方針」を周知徹底する。